

○龍ヶ崎市まちづくりクラウドファンディング応援金交付要綱

令和5年6月1日

告示第150号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における持続可能な産業の振興、地域経済の活性化等に資する活動を、クラウドファンディングを活用し、実施しようとする事業者、市民団体、個人等（以下「実施者」という。）に対し、予算の範囲内において龍ヶ崎市まちづくりクラウドファンディング応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 応援金の交付の対象者は、実施者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) クラウドファンディングを活用して、本市における持続可能な産業の創出又は担い手の育成、地域経済の活性化その他の産業振興に資する活動を実施しようとする目的で行うものであること。
- (2) クラウドファンディングを活用して行う活動が、次の表の左欄に掲げる視点に応じ、それぞれ同表の右欄の内容を満たすものであること。

視点	内容
公益性	ア 不特定多数の市民の利益につながるものであること。 イ 本市のまちづくりの推進に貢献するものであること。
発展性	ア 活動の水準を高め、活動範囲を広げる等の活動の活性化が期待できるものであること。 イ 他者への波及効果又は連携を図るきっかけづくりとなるものであること。
地域性	ア 本市の持つ特性若しくは資源を活かす観点又は工夫がみられるものであること。 イ 本市の実情を踏まえた課題解決の活動となっているものであること。
必要性	ア 本市の産業振興、活性化又は魅力づくりのために意義のある活動であること。 イ 十分な事業実施の見込みがあること。
先導性	ア チャレンジ又は独創性がみられるものであること。 イ まちづくりにおける新たな取組がみられるものであること。

	ること。
その他	ア 公序良俗に反しないもの又は反するおそれのないものであること。 イ 政治性又は宗教性のないものであること。 ウ 法令等に違反しないものであること。 エ 暴力団等の反社会的な活動と関係がないものであること。

(3) クラウドファンディングが第4条第1項に規定する応援金の認定の申請を行った日の属する年度の2月末日の前日までに終了するものであること。

(交付額)

第3条 応援金の交付額は、前条に規定する要件を満たすクラウドファンディングに係るクラウドファンディング運営事業者に対する利用手数料相当額とし、30万円を限度とする。

(認定)

第4条 応援金の交付を受けようとする実施者（以下「認定申請者」という。）は、クラウドファンディングによる資金の募集期間中に龍ヶ崎市まちづくりクラウドファンディング応援金対象認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(1) 実施計画書（様式第2号）

(2) 当該クラウドファンディングに係る資金募集を行っているウェブサイトの写し等クラウドファンディングが実施されていることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により認定の申請を受けたときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、龍ヶ崎市まちづくりクラウドファンディング応援金対象認定（却下）通知書（様式第3号）により、認定申請者に通知するものとする。

(認定の変更)

第5条 応援金の対象の認定を受けた認定申請者（以下「認定者」という。）は、当該認定を受けた事項に変更があったときは、速やかに龍ヶ

崎市まちづくりクラウドファンディング応援金対象認定変更申請書（様式第4号）に前条第1項各号に掲げる書類（変更があったものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により応援金の対象の認定の変更申請があったときは、その内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、龍ヶ崎市まちづくりクラウドファンディング応援金対象認定変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により、認定者に通知するものとする。

（交付申請、請求等）

第6条 認定者は、認定を受けたクラウドファンディングによる資金調達が終了したときは、速やかに龍ヶ崎市まちづくりクラウドファンディング応援金交付申請書兼請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) クラウドファンディング運営事業者に対する利用手数料の額が分かる書類（振込明細書等）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により応援金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査の上、応援金の交付の可否を決定するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により応援金の交付を決定したときは、当該交付すべき額を確定し、龍ヶ崎市まちづくりクラウドファンディング応援金交付決定・額確定通知書（様式第7号）により、認定者に通知するとともに、当該応援金を交付するものとする。

（実績報告に関する特例）

第7条 規則第12条の規定にかかわらず、応援金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

（交付決定等の取消し等）

第8条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、応援金の交付決定の一部又は全部を取り消し、交付した応援金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により応援金の交付を受けたとき。
- (2) 応援金の交付決定の内容及び当該クラウドファンディングによる事業の実施結果が著しく異なるとき。

(3) クラウドファンディングの実施を中止したとき。

2 市長は、前項の規定により応援金の交付決定の一部又は全部を取り消し、交付した応援金を返還させるときは、龍ヶ崎市まちづくりクラウドファンディング応援金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第8号）により認定者に通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。